

〈1〉 制裁解除後の各国による 対イランビジネス動向

一般財団法人 海外投融資情報財団 調査部 上席主任研究員 寺中 純子

1. はじめに

イラン核合意JCPOA (Joint Comprehensive Plan of Action) に基づく制裁解除が2016年1月に実施されてから、1年半以上が経過した。その間、2016年11月の米国大統領選挙でJCPOAを最悪の合意と非難するトランプ氏が当選し、イランを巡る事業環境に懸念材料を提供した。一方、2017年5月のイランの大統領選挙ではロウハニ氏が再選を果たし、こちらは政策の継続性について一定の安心感を与えることとなった。

制裁解除によって、2016年度（2016年3月20日～2017年3月20日）のイランの輸出額は前年度比30%増、輸入額は同20%増と、いずれも大きく増加した。投資についても、2016年（暦年）のイランへのFDI純流入額は、油価の低迷が続く中であって前年を64%も上回る伸びを示した。イランの最大の貿易パートナーは中国で、以下、UAE、韓国、トルコ等が続くが、これらは制裁期間中も相対的にイランとの経済関係を継続した国々で、2016年度の対イラン輸出額はむしろ前年を下回った。それに比べ、制裁期間中に対イラン取引を大幅に減らした欧州は、2016年のEU28カ国からイランへの輸出額が前年比27%増、イランからの輸入額が同4.5倍もの増加であり、2017年に入ってもさらに増加の勢いが続いている。

以上の状況を踏まえ、本稿では、制裁解除後の各国による対イランビジネス動向につき、まずは欧州のなかでもとくにイランとの経済関係の回復が目立つドイツ、イタリア、フランスの3カ国の動きをみていく。イランの主要な貿易パートナーである中国と韓国、イランとは政治的な関係も注目されるロシ

アについても、経済面のアプローチの特徴を紹介する。そして、それらの動向に影響を与えている制裁関連の背景に触れた後、JCPOA存続の見通しについて検討する。

2. 各国の対イランビジネス動向

(1) ドイツ

EU域内で常に最大の対イラン輸出国であったドイツは、JCPOA締結後、制裁解除前から大規模経済使節団をイランに派遣して関係回復に努めており、解除後も同様の動きを続けている。たとえば、2016年5月にテヘランで開かれたイラン－ドイツ貿易会議には150名以上のドイツ政府及び民間企業関係者が参加し、イラン経済副大臣との間で5件の協力覚書を締結した。2016年10月に同じくテヘランで開かれた第5回イラン－ドイツ経済委員会にも40名弱のドイツ企業代表が参加し、会期中に10件の事業に関する協力覚書が署名された（表1）。10月に結ばれた協定は、金融、都市開発、石油、ガス、石油化学、再生可能エネルギー、鉄道、自動車、鉱業、環境の各分野にまたがる。

これらの動きは、ドイツ連邦政府の委託を受けて各種の輸出信用（保険、保証）業務を行っているEuler Hermesの姿勢にも支えられている。Euler Hermesは、法的には民間企業であるが、その業務方針には政府の姿勢が反映される。2016年5月に経済大臣が国内の銀行に対してイランの銀行との関係拡大を促す書簡を送ったことは、この政府の姿勢を示す例である¹。Euler Hermesは、2016年6月にイランからの債務約5億ドルの完済を受けてイラン向

¹ 2016年5月3日付Shada（イラン経済財務省ニュースサイト）。

表1 制裁解除後のドイツの対イランビジネス動向

時期	企業	業界	内容
2016.1	Daimler Trucks	自動車	Iran Khodro Diesel、Mammuk Khodroとイラン市場再参入に関する趣意書署名。メルセデスベンツトラック/同部品現地生産の合弁、販売会社設立等で協力。
2016.4	Siemens	電力	MAPNAグループとFクラスガスタービンライセンス-最初の案件としてBandar Abbasの発電所-、イラン全国の発電システムロードマップ開発に関する協力協定締結。
2016.4	Wintershall	石油	イラン国営石油会社(NIOC)と業務協力(西部の4油田に関する調査)覚書締結。
2016.5	Siemens	機械	イラン国営ガス会社(NIGC)、Oil Turbo Compressor Co.、NIOCと、イランの石油ガス産業の既存システム調査、エネルギー消費最適化等に関する覚書2件締結。
2016.10	SMS Group	鉄鋼	製鉄所プラント建設に関する覚書締結→2017.7、Chadormalu Mining & Industrial Co.(CMIC)とParsland Mines & Industries Development Company(PAMIDCO)によるコンソーシアムが建設した同社技術を用いた生産能力170トンの電気炉製鉄プラント稼働開始。
2016.10	Siemens	列車	MAPNAと客車用ディーゼル電気機関車50本を同社ライセンスで生産することで合意。
2017.2	Linde	石油化学	NPCとオレフィンやブタジエン等のライセンス生産につき覚書締結。
2017.7	Volkswagen	自動車	Mammuk Khodroと合弁設立に向け準備。8月から輸入車販売開始し、近い将来イラン国内で自動車生産予定。

注： 各社プレスリリースや各社発信情報に基づくイラン以外のメディア報道等で情報が確認できた事例を抜粋。

出所：各社プレスリリース、各種報道

けの信用リスクカバーを再開した。そして、2017年5月までに50件以上、総額31億ユーロの申請のうち27件、4億8,700万ユーロに対して付保可能の決定を下し、90件、総額260億ユーロのLOI (Letter of Intent) を発行した²。又、イラン中央銀行(イラン中銀)のサポートの下、イランの複数の銀行と短期の信用状取引を再開している³。

ドイツの銀行業界は中小規模の銀行が多い構造で⁴、その点で、米国との関係をあまり気にせずにイランとの取引に臨みやすい面があるかもしれない。DZ BankやEIH(欧州イラン商業銀行)等が、欧州各国企業のために取引を開始したと伝えられている⁵。それでも、2017年2月に石油化学製品の生産についてイラン側と覚書を交わしたLindeグループの

最高経営責任者は、プロジェクトを開始するには、まずイランから国外への送金が可能になる必要があると指摘している⁶。

このようにイランとの経済関係を拡大しつつあるドイツだが、フランスやイタリアがイランと首脳会談を行ったのに対し、メルケル首相とロウハニ大統領の会談はまだ実現していない⁷。2016年10月のイラン訪問団を率いたガブリエル経済・エネルギー相(当時。現外相)は、イランとの経済関係を発展させることはドイツの利益でもあるとしつつ、イランのシリア内戦への関与や人権問題について指摘し、イランがイスラエルの生存権を認めない限り完全な関係正常化はないとも述べている⁸。経済と政治を切り離した対応が窺える。

² Dr. Ernst Röder-Messell, BMWi, Jan-Philipp Apking, Euler Hermes AG, "Financial and legal framework - Focus Hermes Cover for Business with Iran", May 15, 2017.

³ 上記資料によれば、イランの金融機関の中で、Bank of Industry & Mine(鉱工業銀行)、Bank Melli, Bank Mellat, Bank Tejarat, Middle East Bank, Bank Karafarin, Bank Kesharvaziの各行がEuler Hermes付保の取引を扱っているとのこと。

⁴ 欧州中央銀行の調査によると、ドイツは、銀行の市場占有率を示すハーフィンゲル指数や上位5行の市場占有率がユーロ域内において最低水準である(European Central Bank, "Report on financial structures", October 2016)。

⁵ 2016年6月15日付Financial Times、2016年6月15日付Reuters。

⁶ 2017年3月9日付Reuters。

⁷ シュタインマイヤー外相が2015年10月にイランを訪問した際には、ロウハニ大統領と会談している。

⁸ 2016年10月のイラン訪問を前にしたインタビューでの発言(2016年9月30日付Spiegel Online)。

(2) イタリア

ドイツがEU最大の対イラン輸出国であるのに対し、イタリアは、EU制裁によるイランからの原油輸入禁止が始まる2012年までEU最大の対イラン輸入国で、輸出入総額ではEU最大のイランの貿易相手国であった。2013～2016年にはドイツがEU最大のイランの貿易相手国となっていたが、2017年に入り、また首位の座を回復している。

イタリアは、制裁解除直後の2016年1月にイランのロウハニ大統領の訪問を受け、続いて同年4月にはレンツィ首相（当時）が70社100名の経済使節団を率いてイランを訪問し、それぞれの機会に多くの2国間協力覚書を締結した。1月の覚書は、石油、天然ガス、船舶建造、ホテル、金融、鉄道、金属、建設等の分野について、14件、総額170億ユーロに上った。4月の覚書は、文化観光、再生可能エネル

ギー発電、鉄道、天然ガス輸出、空港及び航空産業、自動車製造の各分野についてであった（表2）。これらの大イベントの後、しばらくは動きが落ち着いたかに見えたが、2017年に入ると、前年に締結された覚書に基づく事業の具体化や、新たな大規模案件についての覚書締結等の動きが出てきている。2016年12月には、両国政府当局間で知的所有権保護に関する覚書も交わしている。

イタリアの対イランビジネス拡大も、輸出信用保険会社SACEの後押しを受けている。SACEは、JCPOAが成立してすぐ、2015年8月に経済開発大臣や外務国際協力大臣を筆頭とする政府使節団の一員としてイランを訪問し、イランの民間銀行とも業務協力協定を締結して制裁解除後の事業再開に備えていた。2016年1月のイラン大統領によるイタリア訪問時には、イランのSACEに対する債務支払い方

表2 制裁解除後のイタリアの対イランビジネス動向

時期	企業	業界	内容
2016.1	Danieli	鉄鋼	イラン鉱山開発公社IMIDROと合弁Persian Metallics（資本金20億ユーロ）設立で合意→2017.5、Persian Metallicsがプラント建設開始、4年半後までに完成予定。 鉄鋼・アルミニウム生産用機械・プラント供給に関し、イランの複数企業と約37億ユーロの覚書を締結することで合意。
2016.1	Condotte d'Acqua	インフラ	イランの主要コントラクターと総額40億ユーロ超のインフラ（高速道路や鉄道等）プロジェクト共同開発に関する覚書。
2016.1	Saipem	製油所、パイプライン	Parsian Oil & Gas Development CompanyとPars, Shiraz, Tabriz製油所の改修について覚書締結。 NIGCとパイプラインプロジェクト協力に関する覚書締結。
2016.1	Fincantieri	造船	Azim Gostaresh Hormoz Shipbuilding Industry Co (AGH) 等、複数のイラン企業と商船建造や修繕等に関する協力枠組合意締結。契約が実現すれば1億ユーロ規模。
2016.1	Pessina Costruzioni	建設	イラン保健省と5つの大型（1,000床）病院建設の覚書締結。
2016.4	Saipem	天然ガス	Toosガス田開発プロジェクトにおける協力可能性に関する協議を想定。同ガス田は埋蔵量60bcm、生産能力4mcm/d。開発プロジェクトでは5～7井を掘削。上流ガス生産及び輸送精製に関わるすべての設備を設計建設。
2016.4	Vitali SPA	空港	Herison Construction Company Inc.とTabriz国際空港開発（投資額5千万ユーロ）を最初の目標とするイラン国内の空港開発・建設での協力覚書締結。
2017.6	Eni	石油	NIOCとKishガス田及びDarkhoveyn油田第3フェーズの開発に関する評価実施につき覚書締結。6カ月で調査実施し、プロポーザル提出予定。
2017.7	Eusider	金属	イラン最大のFerrosilicon生産企業Iran Ferroalloys Industries Companyと長期の独占代理店契約締結。
2017.7	Ferrovie dello Stato	鉄道	イラン国鉄RAIと、Qom-Arak間の高速鉄道建設12億ユーロ、技術協力及び人材教育コースに関する協定に署名（2016年2月に覚書、同4月に協力枠組、同7月に協力状況に関する共同宣言）。

注： 各社プレスリリースや各社発信情報に基づくイラン以外のメディア報道等で情報が確認できた事例を抜粋。

出所：各社プレスリリース、各種報道

法や、SACEの対イラン信用保険上限を60億ユーロまで引き上げることにつき、イラン側と合意した。そして4月のレンツィ首相によるイラン訪問時には、鉄道や高速道路等のインフラプロジェクト向け40億ユーロの保証提供等で合意が成立した。SACE中東北アフリカ地域デスク長によれば、2016年1月末からの約半年間で、対イラン貿易への付保は25億ユーロに達したとのことである⁹。

又、SACEは、2016年5月、米ボーイング(Boeing)と航空部門におけるイタリアからイランへの輸出に関する合意を成立させている。ボーイングの新規航空機納入にSACEがファイナンス(第三者からのクレジットラインに対する保証。年内12.5億ドル)をつけるもので、SACEのコミットメントは毎年査定され、ボーイングによるイタリア企業への部品供給割当に応じて調整されるという内容である¹⁰。

2016年12月にレンツィ前首相が辞任したが、それまで外相を務めていたジェンティローニ氏が後任となり、外交方針は継続される見通しである。ジェンティローニ首相は、ロウハニ大統領が再選された際、Twitterでイランとの信頼と友情の深化を希望すると述べ、祝意を表している。

(3) フランス

フランスは、従来イランとの関係が深かった石油・ガスや自動車をはじめ、航空部門等でも存在感を示している。イタリア同様、2016年1月にイランのロウハニ大統領の訪問を受けた際、20件総額150億ユーロの各種覚書を締結し、合弁設立や製品販売等、その後に具体化しているビジネスも複数ある(表3)。大規模経済使節団としては、2017年1月末から2月にかけても、外務大臣が率いる100名規模の一行がイランを訪れており、空港建設(拡張)等5件の覚書を締結した¹¹。航空機100機の売却契約を締結したエアバス(Airbus)や、第1ステージ

20億ドルのガス田開発契約を締結したトタル(Total)等、大手企業による大規模ディールが注目を集めているが、主に中小企業の対外ビジネスやフランスへの外国投資促進を図る政府機関Business Franceも2016年にテヘランにオフィスを開設し、2017年3月までに242社のフランス企業がイラン企業と協議を開始したとのことである¹²。

このように産業界の動きは活発であるが、フランスの金融機関はイランとの取引に対して慎重な姿勢を取っているようである。Business FranceのCEOは、2017年3月時点でイランと取引しているEUの銀行40行のうちフランスの銀行は2行のみであると指摘している¹³。エアバスから航空機を購入するIran Air社長は、最初の6機にはエアバスのバックストップ・ファイナンス(他に資金が得られなかった場合に発動する資金調達)を利用し、残りについては第三者の金融機関を利用する予定であるとしているが、2017年1月時点でオファーがあるのは湾岸の国と中国の2機関と述べている¹⁴。2017年3月にイランを訪問してタエブニヤ経済財務大臣と会談した経済大臣は、自国の大銀行が米国の規則を気にする事情に理解を示しつつも、フランス政府はイランの銀行との関係正常化を目指していると表明した¹⁵。

フランスでは2017年5月に大統領選挙が実施され、新政党の立候補者が当選したが、新政権においても、これまでの対イラン関係を大きく見直す方向は打ち出されていない。マクロン大統領は、ロウハニ大統領の再選を「イランと国際社会の新しい関係をスタートさせる歴史的合意(JCPOA)の実施を強化するもの」と評価し、6月にテヘラン市内でテロ攻撃が起きた際には早速、電話会談を行った。新任のルドリアン外相も、6月末にパリを訪れたイラン外相と2国間の関係強化や地域情勢等について会談し、今後も対話を続けていくと表明している。

⁹ 同氏によれば、かつてSACEのイラン案件への付保は45億ユーロ程度であったが、2012年の制裁強化以降、約10億ユーロに減少していたとのこと(2016年7月23日付Financial Tribune)。

¹⁰ 2016年5月26日付、SACEプレスリリースによる。

¹¹ 空港建設の他は、バイオエタノール工場建設、キャビア生産、チョウザメ養殖の技術移転、航空・パイロット訓練について。

¹² Business France CEOの発言(2017年3月13日付イラン商工会議所HP上ニュース)。

¹³ 2017年3月12日付Financial Tribune。

¹⁴ 同氏によれば、Iran Airがスクーク債5億ドルを発行する計画もあるとのこと(2017年1月9日付Financial Tribune)。

¹⁵ 2017年3月5日付AFP。なお、フランス貿易保険会社COFACEは、イタリアのSACEと同様に、2016年1月にイラン中銀とイランのCOFACEに対する債務の返済に関して合意に達している。又、2016年末を以て、それまでCOFACEが担っていた政府保証業務は公的投資銀行Bpifranceの子会社Bpifrance Assurance Exportに移管された。

表3 制裁解除後のフランスの対イランビジネス動向

時期	企業	業界	内容
2016.1	PSA Group	自動車	Iran Khodroとの合弁IKAP設立協定に署名。年間20万台生産、5年間で生産及び研究開発に4億ユーロ投資。2017年後半から3モデル投入予定→2017.5、IKAPでPeugeot 2008とIKCO Dena+の生産ライン稼働開始。
2016.1	SNCF	鉄道	鉄道延長、地下鉄・鉄道駅・高速鉄道の開発、鉄道部門の構造改革及び危機管理等についての協力覚書締結。
2016.4	Thales Group	航空	Iran Airports and Air Navigation Company (IAANC) と、Mehrabad空港等への航空管制レーダー納入契約締結。
2016.9	UTAC CERAM	自動車	イラン標準品質検査会社、自動車試験調査会社と、自動車の性能・安全性試験等に関するパートナーシップ協定締結。
2016.10	PSA Group	自動車	SAIPAと折半出資の合弁協定締結。Ctroën車をイランで生産販売。5年以内に販売店150以上開設予定。
2016.12.4	Faurecia	自動車	Crouse-MAADと合弁FCAES設立協定署名。Euro 5 基準の自動車用排出管理システム生産を2017年末開始予定。 Azin Khodroと合弁AFISCO設立契約署名。自動車内部システム開発、部品生産を2018年開始予定。
2016.12～ 2017.1	Airbus	航空機	2016.12、Iran Airへの旅客機100機売却契約締結。リスト価格で180～200億ドル。2017.1、最初の1機引渡し。
2017.2	Vinci	空港	Iran Airports CompanyとMashhad国際空港の国際/国内線ターミナル建設でイラン側と合意（2016.1にはIsfahan空港の拡張やリノベーションを含む覚書を交わしていたが、Mashhadを優先実施）。
2017.2	Mecaplast Group	自動車部品	RISECOと合弁設立の覚書締結。イラン国内で自動車部品を生産、販売し、30%を輸出。
2017.7	Total	天然ガス	South Pars第11フェーズ開発のIPCに署名。10年間の総投資額48億7,900万ドル。Total 50.1%, CNPC 30%, Petropars 19.9%。第1ステージ：30井掘削と既存の陸上処理施設に接続する2つの井戸元プラットフォーム建設を3年間で実施。投資額20億ドル。天然ガス生産20年間。
2017.8	Renault	自動車	IDROと自動車の共同生産に関する契約締結。想定投資総額6億6千万ユーロ、うちRenault 60%, IDRO 20%, Negin Khodro 20%。2018年からRenaultブランド車生産開始。

注： 各社プレスリリースや各社発信情報に基づくイラン以外のメディア報道等で情報が確認できた事例を抜粋。

出所：各社プレスリリース、各種報道

(4) 中国

中国の習国家主席は、2016年1月下旬、制裁解除後初めての外国元首としてイランを訪問し、この際に両国間で、エネルギー、インフラ、原子力、環境、鉱業、IT、金融等の分野で合計17件の覚書を締結したほか、今後10年間で貿易額を6,000億ドルまで増やすとの野心的な（2015年の貿易額は177億ドル）目標で合意した。覚書の中では、中国が提唱する「新シルクロード（一帯一路）構想」への協力も謳われ、その一環として、2017年5月には、中国機械輸出入（集団）有限公司（CMC）がイランのMAPNA GroupとTehran-Mashhad間の鉄道電化プロジェクトを実施することで合意が成立した。本プロジェクトは、イランにとっては、2025年を目標とする鉄道

全線の電化計画の一部を成すものである。投資額22億ユーロのうち3分の2を中国輸出入銀行（中国輸銀）が、残り3分の1を中国輸出信用保険会社Sinosureがファイナンスすることとなっている。

中国輸銀は、2016年8月にイラン中銀の口座をユーロ及び人民元で開設することで合意している。又、Sinosureは、2017年1月、中国石油化工（Sinopec）が実施しているAbadan製油所改修プロジェクトに13億ドルのクレジットラインを設定した。同プロジェクトは、想定投資額30億ドルで、うち、第1フェーズに13億ドルがかかるとみられている。総額の85%を中国が、15%をイランがファイナンスすることとなっている。

インフラ分野での協力に関しては、中国主導で設

立されたアジアインフラ投資銀行にイランが2.8%資本参加しているという関係もある。中国は、上海協力機構（加盟国：ロシア、中国、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）へのイランの正式加盟を支持しており、そうした域内協力関係強化を通じ、両国の経済的関係も拡大させていこうとする姿勢がみえる。

一方、制裁強化の過程で欧州企業の撤退後を埋めてプレゼンスを拡大していた石油・ガス上流分野では、Sinopecが以前から実施しているYadavaran油田開発の第2フェーズ（18万B/Dまでの増産目標）に着手した以外、それほど目立つ動きがない。2017年7月、TotalとともにSouth Parsガス田第11フェーズ開発契約に署名した中国石油（CNPC）は、今回は30%の出資比率となっているが、撤退前は40%のシェアを持っていた¹⁶。イランからの原油輸入量は、2016年62万B/D、2017年1～6月も約60万B/D（数字はIEAによる）と高水準を維持している。

（5）韓国

韓国企業の製品は、制裁期間中から家電や自動車等の消費財でイラン市場における存在感があったが、制裁解除後は、エネルギーやインフラ関連プロジェクト受注に向けた活動が目立っている。韓国の朴大統領（当時）は、2016年5月に200名以上の政治経済代表団を帯同してイランを訪問し、総額371億ドルにのぼる多数の案件協力に関する覚書を締結した¹⁷。主な案件に、製油所建設（Bandar Jask、精製能力30万B/D、100億ドル）、電力関係（ロス防止や送電線建設等、合計100億ドル）、鉄道建設（Isfahan-Ahvaz間、53億ドル）、高速道路建設（Tehran-Shomal間、15億ドル）等がある。

その後も、2016年12月に現代重工業がイラン国営海運会社IRISLから6億5千万ドルで14,500TEUの

コンテナ船と49,000DWTの製品/化学タンカー10隻の建造を受注し、2017年2月に大宇造船海洋がイラン開発革新公社IDRO、イラン国営タンカー会社NITC、IRISLと共同で船舶建造会社を設立する等、造船分野でのビジネスが具体化した。又、2017年3月に大林がEsfahan製油所のアップグレードに関するEPCF（Engineering, Procurement, Construction and Financing）契約を2兆2,334億ウォン（20億ドル）で締結し、2017年8月にはSK Engineering and Construction Co.がTabriz製油所のアップグレードについて16億ユーロの覚書を締結する等、製油所関係の事例も増えている。

韓国政府は、制裁解除直後の2016年1月に、韓国貿易保険会社K-sureが総額45億ドルの輸出支援を実施すると表明している¹⁸。又、上述の2016年5月の大統領訪問時には、韓国政府が総額250億ドルのローンを供与する用意があると表明し、韓国産業銀行とイラン中銀が両国間の貿易投資拡大のための協力強化について覚書を締結した。決済は、当面は従来同様にウォンベースで行うが、ユーロベース決済についても協議することとなっている。さらに2017年8月には、韓国輸出入銀行が韓国企業によるイランでの各種プロジェクトに80億ユーロのクレジットラインを設定することでイラン側と枠組合意に署名した¹⁹。

韓国では2017年5月に9年ぶりに保守から革新への政権交代が起こったが、駐イラン韓国大使は、新政権下でもイランとの貿易政策に変わりなく、相互の協力関係は約束されていると述べている²⁰。

（6）ロシア

ロシアのプーチン大統領は、シリア問題等について折々にイランのロウハニ大統領と電話会談を行っている。2016年12月にテヘランで開かれた第13回イラン－ロシア経済委員会²¹直後の電話会談を含め、

¹⁶ South Parsガス田第11フェーズは、2004年にTotal 40%、Petronas 10%、NIOC 50%による開発合意が成立したが、2008年のTotal投資見送りを受け、2009年にその穴を埋める形でCNPCが参加することとなった。しかし、CNPCは独自でプロジェクトを完遂する技術を持っておらず、Shellの技術に依存していたため、工事を進めることができずに2012年にプロジェクトから撤退した。

¹⁷ フォローアッププロジェクトを含めた総額は456億ドルで、その内訳は、インフラプロジェクト121.2億ドル、エネルギープロジェクト316億ドル、医療ヘルスケアプロジェクト18.5億ドル（2017年5月3日付Business Korea）。

¹⁸ 2017年1月21日付K-sure HP上ニュース。

¹⁹ 2017年8月24日付イラン経済財務省HP上ニュース。イランの12行が代理銀行として携わる。

²⁰ 2017年6月11日付Fars News Agency。

²¹ イラン－ロシア経済委員会は両国政府間の組織で、第13回はイランの通信情報技術大臣とロシアのエネルギー大臣が共同議長を務め、ロシア側からは200名を超える使節団が参加したと伝えられる（2016年12月13日付RT）。

経済関係も話題となっている模様である。面談も行われており、2015年11月にプーチン大統領がイランを訪問したのを受け、2017年3月にはロウハニ大統領がロシアを訪問し、それぞれの機会に様々な分野での協力協定を結んでいる²²。こうした交流の結果、鉄道車両の供給（2社による各々5千両と6千両の契約）や1,400MWのガス火力発電所建設等、既に取引や作業が開始された事例があるほか、石油部門でも多くの動きがみられる²³。

石油部門の動きとして、ロシア最大の石油会社LukoilがAb TeymourとMansouriの2つの油田開発につきイラン国営石油会社NIOCと交渉中であり、2017年内にも契約締結が予定されていると伝えられている²⁴。海外での上流活動を専門とする国営石油会社Zarubezhneft Oil Companyは、2016年7月にNIOCと油田調査に関する非公開の基本協定を締結し、イラン国営南部石油会社NISOCとも同様の覚書を交わした。世界最大の天然ガス企業Gazpromは、2017年3月にNIOCと油田の探査・探鉱開発に関する協力覚書を結んでいる。Gazpromは、天然ガス開発に関しても2016年12月にイラン国営ガス会社NIGCと共同で協力分野を検討する作業部会を立ち上げ、2017年5月にはFarzad B、North Pars、Kishの各ガス田開発について基本協定を締結した。

ロシア政府は、2015年11月のプーチン大統領イラン訪問時に、ロシア開発対外経済銀行、ロシアの輸出信用機関EXIAR、イラン中銀の3者間で協力協定を結んでいる。同協定により、ロシア開発対外経済銀行はEXIARカバーの下で上限20億ユーロのファイナンスの可能性を探ることとされており、上述の発電プラント建設と貨物列車供給2件はこの対象プロジェクトとなった模様である²⁵。一方、同じく両国間の貿易促進のため、商業銀行間でも2016年9月に互いの国の製品供給に関して自国通貨支払い

を認めることで合意したが、こちらはまだ実現していない。銀行間送金の難しさが続く中、2017年5月には、ロシアがイランから10万B/Dの原油を輸入し、その代金をイランへの製品輸出に充てる「物々交換」のスキームが合意された²⁶。

イランとの経済関係強化にあたり、ユーラシア域内協力を組み込む形のアプローチが見られるところは中国と共通している。両国ビザ手続きの簡素化や銀行カードシステムの統合等、人の交流を盛んにするための動きもロシアの特徴といえる。

3. 諸外国の動きの背景にある制裁関連要因

諸外国の対イランビジネスの動きは、各国・企業の事情・思惑やイラン側の対応態勢に左右されている部分もあるが、共通の背景要因として、米国の対イラン制裁運用動向が大きく影響している。オバマ政権時代には、JCPOAによる制裁解除の範囲で合法的なビジネスを最大限行いやすくする方向で、米財務省外国為替管理局OFACのFAQ改訂が何度も実施された。米政府高官が、諸外国に対してイランとのビジネスを促すような行動を起こすこともあった。しかし、トランプ政権になると、制裁復活の可能性が取り沙汰されるようになった。今のところ、懸念は現実のものとはなっていないが、政策に関する予見可能性の低さが企業の動きを鈍らせている面がある。

(1) 可能なビジネスの範囲

対イラン取引を促進させる方向の制裁関連の動きとしては、JCPOAの下で認められる合法的なビジネスの範囲や、取引を行ううえでの懸念に対する説明が漸次強化されてきたことが挙げられる（表4）。

²² 2015年11月には、健康（医療）、鉄道電化、金融、電力・水等、2017年3月には、情報通信技術、鉱業、鉄道建設、原子力、電力、観光等の分野について、覚書を締結した。

²³ 2017年8月のプーチン大統領とロウハニ大統領の電話会談では、石油・ガス、電力、運輸部門における両国の共同プロジェクトの進捗状況が話し合われた（2017年8月14日付クレムリンプレスリリース）。

²⁴ 社長の発言（2017年6月6日付Iransegodnya）。ただし、同社長は、イランへの投資にはさまざまなリスクがあり、投資はイランが導入しようとしている新しい石油開発契約形態がきちんと法制化され次第、実行したいとも述べている（2017年6月2日付RBC）。4. の第7段落参照。

²⁵ 2017年2月19日付及び2017年5月18日付Financial Tribune。

²⁶ 10万B/Dの原油と交換されるロシアからイランに輸出される製品の価値については明確な発表がないが、年間450億ドル相当とみられている。イラン原油の50%に対してはロシアが鉄道設備、重機、航空技術を供与する形で、残りの50%については現金で支払いが行われるとも伝えられている（2017年6月9日付The Moscow Times）。

表4 JCPOAの下で可能な対イラン取引に関するOFACの説明

項目	FAQ日付	追加説明内容
米ドル利用	2016.10.7	外国金融機関が、米国金融システムを介在させずにイランの利益になるような米ドル建て取引を処理したり、米ドル建て口座を維持したりすることは可能。
SDNを含まないことの確認	2016.10.7	外国金融機関の取引先にイラン人顧客がいる場合、その取引先が独自にDDを実施すれば、外国金融機関が重ねて同じ顧客に対するDDを実施する必要はない。不明点は、各企業の主管国・地域の規制当局と相談するように。
イラン金融機関との取引	2016.6.8	米国の金融機関は、イランの金融機関とコルレス関係を維持する米国以外の金融機関との取引や、コルレス関係の開設・維持ができる。
スナップバック時の対応	2016.12.15	米国政府は、米国以外の企業や人にイランとのビジネスを終わらせるための期間として180日間の猶予を与え、スナップバック時にイランから受けるべき支払いや資金返済があった場合にはその回収を全額認める。

出所：OFACの各FAQ

まず、あらゆる分野の対イランビジネスの決済や送金に大きな制約を与えている米ドル利用に関し、2016年10月7日付のFAQは、外国金融機関が、イランの利益になるような米ドル建て取引を処理したり、米ドル建て口座を維持したりすることはできる、との説明を加えた。イランとの取引に米国金融システムを介在させることは引き続き禁止されているが、それ以外の場での両替通貨としての米ドル利用を認めたものである。

同じ10月7日付FAQは、対イラン取引にSDN (Specially Designated Nationals)²⁷が含まれないことを確認するためのデュー・ディリジェンス (DD) についての説明も追加された。これにより、外国金融機関の取引先にイラン人顧客がいる場合、その取引先が独自にDDを実施すれば、外国金融機関が重ねて同じ顧客に対するDDを実施する必要はないことが示された。そして、何をもちてDDとみなされるかについて不明な点がある場合には、各企業の主管国・地域の規制当局と相談するよう促す一文も付け加えられた。従来、制裁に関する不明点は直接OFACに問い合わせるようにとガイダンスされていたが、その点のハードルも下がったといえる。

金融取引関係では、2016年6月8日付のFAQが、「米国の金融機関は、イランの金融機関とコルレス関係を維持する米国以外の金融機関との取引や、コルレス関係の開設・維持ができるか」という質問を立て、それができると明記した。外国金融機関

がイランの金融機関と取引することが、米国の金融機関との関係維持に差し支えないことを示したものである。又、これは米国政府によるものではないが、2016年6月、政府間国際組織のFATF (金融活動作業部会) がイラン政府のアンチマネーロンダリングや金融テロ対策に取り組む姿勢を評価し、それまでイランに対して講じてきた「対抗措置」を1年間、暫定的に停止すると発表した。そして2017年6月、1年間が経過したところで状況判断を行った結果、イラン政府がマネーロンダリングや金融テロ対策に取り組む「行動計画」を引き続き実施する間、「対抗措置」をとらないことを決定した²⁸。

制裁が復活 (スナップバック) した場合に被るかもしれない経済的損失の懸念に対しては、2016年12月15日付FAQが、ビジネスを徐々に終わらせる期間 (wind-down period) についての説明を補足した。その中で、米国政府は、米国以外の企業や人にイランとのビジネスを終わらせるための期間として180日間の猶予を与えること、スナップバック時にイランから受けるべき支払いや資金返済があった場合にはその回収を全額認めること、を明らかにしている。

(2) 制裁復活の可能性

一方、一時はJCPOAの即時破棄も主張していたトランプ氏の米国大統領当選が決まると、対イラン制裁が復活する可能性が高まったのではないかと

²⁷ 米国大統領が、国家の安全保障を脅かすものと指定した国や法人、自然人。

²⁸ FATF加盟国はイランに対して「強化された顧客管理」(通常より詳細なDD) の実施を求められる

懸念を持つ企業も出てきた²⁹。JCPOAによる米国の対イラン制裁解除は、大統領のウェイバー権限行使による該当条項の適用停止という形で実施されており、これを続けるためには、条項ごとに定められた条件に従い、所定期間ごとに大統領がウェイバーを更新する必要がある（表5）。オバマ政権下ではウェイバー更新がほぼ確実とみられていたのに対し、トランプ大統領が更新を行うかどうかについては様々な観測が流れた。

結局、120日ごとにウェイバーを更新すべきNDAA 2012については2017年5月に、180日ごとに更新すべきその他の制裁法については同年7月に、それぞれ適用停止を継続することが米務省から発表された。しかし、2度のウェイバー更新が実施されたとはいえ、5月のウェイバー更新は、イランの人権侵害に関する議会への報告書発表に組み込まれる形で行われ、同日付でイランの防衛産業や大量破壊兵器拡散に関わるイラン人2名、中国人1名、イラン企業1社、中国企業3社が制裁指定（SDNリストに追加）された。7月のウェイバー更新も、同日付のOFACと務省によるイランや中国の企業（組織）13社や個人7名の追加制裁指定とともに発表された³⁰。7月の発表は、米国が中東地域におけるイランの様々な「悪い行い」（テロリズム支援、弾道ミサイル実験や開発、人権侵害）を深く憂慮していると述べ、今回のウェイバー更新が、政権が現在実施している対イラン政策の全面見直しが終わるまでの暫定的なものに過ぎないというニュアンスも滲ませている。

米国の各種対イラン制裁法が定めるウェイバー期間は120日や180日であるが、より短期での見直しを要求する法律があることにも留意が必要である。JCPOA合意に向けて交渉が山場を迎えていた2015年5月、米議会の強い要望により成立したイラン核

合意審査法（Iran Nuclear Agreement Review Act of 2015, INARA）である。INARAは、大統領がイランのJCPOA遵守状況につき90日ごとに議会に立証できなければ、議会が制裁の再実施に関する立法を60日以内に諮り、迅速に審議することを規定している。

解除された制裁の復活がなくとも、新たな制裁が導入される可能性がある。実際、2017年8月には、ロシア、北朝鮮に対する制裁とのパッケージの中に対イラン制裁を含む法律Countering America's Adversaries Through Sanctions Actが成立した。同法は、対イラン制裁に関し、弾道ミサイル開発プログラム支援、イラン革命防衛隊IRGCによるテロリズム関連、人権侵害につき、財産凍結、国外退去、取引禁止といった制裁措置を規定している³¹。今回、トランプ大統領はロシア制裁部分に関して必ずしも同法案の内容に賛成でなかったが³²、大統領拒否権を覆せるほどの圧倒的多数（下院419対3、上院98対2）で議会を通過した法案であったため、署名に踏み切ったとみられる。イランのみを対象とする制裁法案であれば、大統領にそもそも拒否権を発動する意思がないケースが多いのではないかと想像される。

4. JCPOA存続の見通し

トランプ米大統領は、2度目の対イラン制裁ウェイバー更新を行った7月、INARAに基づく議会への立証が求められる次回の10月には、イランがJCPOAを遵守しているとはしないかもしれないと受け取れる発言をしている³³。その後、ティラーソン米務長官は、イランの行いを変えさせるには他のJCPOA署名国・地域と共に「集団的な圧力」をかけることが最も効果的であり、JCPOAを（反故

²⁹ たとえば、2017年7月にガス田開発契約に署名したトタルの社長は、同年2月時点では投資の最終判断は制裁の環境が変わらないことが条件であるとし、米国制裁のウェイバー更新状況を見極める態度を示していた。

³⁰ 制裁指定理由は、イランの軍備調達やイラン革命防衛隊（IRGC）支援、欧米のソフトウェアプログラム窃盗（イラン政府への販売）指揮、イランの弾道ミサイル開発への関与や企図とされる。なお、トランプ政権になって以降、2月3日にはイランの弾道ミサイル開発支援やヒズボラ支援を理由とする制裁指定、4月13日には人権侵害を理由とする制裁指定、7月28日にはイラン弾道ミサイル開発計画の中心的存在であるShahid Hemmat Industrial Groupの下部組織に対する制裁指定も実施されている。

³¹ 弾道ミサイル開発については、大統領が、法施行後180日以内に、以後180日ごとに、支援を行った人物や関連組織等につき議会に報告する。人権侵害に責任のある者については、務長官が法施行後90日以内に議会に報告する。

³² Statement by President Donald J. Trump on the Signing of H.R. 3364, August 02, 2017.

³³ 今回はイランがJCPOAを遵守していないとされると思うかとの質問に、「個人的にはそう思う」と答えている（2017年7月17日付The Wall Street Journal）。

表5 大統領ウエイバーにより適用が停止されている米国制裁

法律	条項	対象分野	ウエイバー条項	ウエイバー条件
IFCA ^(注1)	第1244条〔c項(1)、d項、h項(2)〕	イランのエネルギー、海運、造船セクター	第1244条i項	大統領が米国の国家安全保障上の利益にvitalと決定し、議会の然るべき委員会にウエイバーの正当性を証明するレポートを提出。期間180日以内。180日以内の更新可。
	第1245条〔a項(1)(A)、同(1)(B)、同(1)(C)、c項〕	貴金属、グラファイト、原料又は半加工金属等、一定の物質のイランへの又はイランからの販売、供給、移転	第1245条g項	
	第1246条〔a項(1)(A)、同(1)(B)i、ii、同(1)(C)、a項〕	制裁が科されている活動や法人、個人のための引受サービスや保険、再保険の供与	第1246条e項	
	第1247条a項	SDNリスト掲載者のための金融取引	第1247条f項	
N D A A 2012 ^(注2)	第1245条d項(1)	イランの金融セクター	第1245条d項(5)	大統領が米国の国家安全保障上の利益に適用と決定し、ウエイバーの正当性を証明し、それによって得られる具体的な協力について述べたレポートを議会に提出。期間120日以内。120日以内の更新可。
TRA ^(注3)	第212条a項	NIOC又はNITCのための引受サービスや保険、再保険の供与	第212条d項(1)	A. 一般ウエイバー 大統領が実施30日以上前に議会の然るべき委員会に対し、ウエイバーが国家安全保障上の利益にVitalと証明。期間6カ月以内。 B. イランに関する多国間の努力に協力する国の法人・自然人に対するウエイバー 大統領が議会の然るべき委員会に対し、該当者がイランの化学・生物兵器、核兵器及び関連技術取得や開発や先進的通常兵器の数や種類の不安定化を阻止すべく、緊密に協力していることを証明し、ウエイバーが国家安全保障上の利益にvitalと証明；該当者を示し、協力のために米政府が取る行動を述べたレポートを提出。期間12カ月以内。 大統領が適切と決定した場合に更新可。Aは6カ月以内。Bは12カ月以内。
	第213条a項	イランのソブリン債の購入、契約、発行促進	第213条b項(1)	
ISA ^(注4)	第5条a項	イランのエネルギーセクター	第4条c項(1)(A)	大統領が実施30日以上前に議会の然るべき委員会に対し、ウエイバーが国家安全保障上の利益にVitalと証明。期間6カ月以内。

注1：IFCA (Iran Freedom and Counter-Proliferation Act of 2012)

注2：NDAA 2012 (National Defense Authorization Act of 2012)

注3：TRA (Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act of 2012)

注4：ISA (Iran Sanctions Act of 1996)。ウエイバー条件は、CISADAによる修正後の条文に基づく。

出所：US Department of State, "Waiver Determinations and Findings", October 18, 2015

にするのではなく) 米国の対イラン政策を進めるために利用する方法があると発言しているが³⁴、トランプ政権の対イラン政策方針は見通しにくい状況が続きそうである。

そうした中で、イランは米国による新たな制裁法制定に向けた動きや追加的な制裁指定をJCPOA違反であると非難し³⁵、JCPOAの紛争処理規定に基づき設置されている合同委員会 (Joint Commission) に

³⁴ 2017年8月1日、国務省での会見。

³⁵ 具体的には、第26、28、29項への違反であると主張。

訴えた。Joint Commissionが所定の期間（参加者の合意による延長がない限り原則35日間）をかけても問題を解決できず、イランが米国のJCPOA上の義務不履行を重大なものとみなした場合、イランはJCPOAの下での約束の履行を全部又は一部停止することができると思われる。ただ、イランが核開発活動の制約に関する約束履行を停止し、イランの核開発の脅威に対してJCPOAの枠組みが有効でないとの認識が米国以外の当事国にも共有されるようなことになれば、制裁復活も視野に入ってくる。

JCPOAの紛争処理手続きでは、Joint Commissionで問題が解決しなかった場合、国連安保理にその問題を通知し、制裁解除継続の可否に関する決議を行うプロセスも用意されている。しかし、他の当事者すべてが解除継続に賛成であったとしても、米国が拒否権を発動する可能性もあり、解除継続の決議が30日以内に得られない場合には対イラン制裁に関する以前の国連安保理決議が復活する。

こう考えてくると、イラン側からJCPOA上の義務履行を停止したり、安保理に問題を通知したりする行動に至ることは、ロウハニ大統領とザリーフ外相の続投が決まった今、よほどの事情がなければ考えにくい³⁶。何が「よほどの事情」となるか、つまり、イランがJCPOA存続にどれだけの価値を置き続けるかは、イラン国内の政治勢力のバランスにもより、それはイラン経済の状況にも左右されるところが大きいものと思われる。

JCPOAによる制裁解除が外資の対イランビジネス拡大に結びつき、それがイラン経済の活性化をもたらせば、ロウハニ政権への支持強化につながり、現政権の対外関係改善路線が継続し、ビジネスフレンドリーな経済・金融政策が行われる蓋然性が高まる。経済の活性化は、イラン市場をターゲットとする外資の取り組みをより積極的にし、イラン側にも外資との合弁による事業拡大や対外取引を志向する企業が増えてくることが考えられる。適切な経済運営も国内経済活性化を後押しし、こうした循環がJCPOA存続への期待感をより大きくし、イランと外国の経済関係をいっそう深化させる方向に働く。

一方、制裁解除を受けても思うように外資による対イランビジネスが拡大せず、拡大したとしても、その恩恵がイラン側に浸透したと実感されない場合、政権に対する国民の期待はしほみ、支持が低下しかねない。そうした政治状況は、保守強硬勢力の政権攻撃や対米強硬路線の声高な主張等を勢いづけることにもなる。そうすると、JCPOAの存続に対する不安が増大し、外資がイランとのビジネスをいっそう手控えるようになるとの連鎖も想定される（図）。

外資とのビジネス拡大がイランに裨益しないとの見方は、外資導入を促進するために新しく導入された石油開発契約IPC（Iran Petroleum Contract）に関する議論や、このたびのTotalのガス田開発契約に対する反応をみても、とくに保守強硬派の間に根強いことが分かる。IPCは、外資にインセンティブを与えるとの反発を強く受けたが、2年間の議論の末、ようやく2016年9月に他の法律と矛盾するものでないとの判断が示されるに至った。しかし、正式に法制化されたものではなく、これまでにこの形態の契約が適用されたのは、イラン企業のPOGIDC（Persia Oil & Gas Industry Development Co.）と入札によらないTotalの案件のみで、国際入札は実施されていない。Totalとの契約に対しては、「外資を利するだけではないか」、「制裁期間中にフランスがイランに与えたダメージを忘れるべきではない」等の不安や反発の声が上がり、ザンギャネ石油大臣が契約の正当性やイランの利益を改めて国会議員らに訴えなければならなかった。

諸外国の立場からみると、対イランビジネスの実績が積み上がれば積み上がるほど、ビジネスを阻害するような対イラン制裁の復活や、新たな制裁への抵抗が大きくなるはずである。米国以外の諸国がイランとの取引から得る利益が大きくなっていけば、仮に制裁復活や新規制裁があったとしても、米国以外の人や企業に対する二次制裁の実効性が弱められることも考えられる。たとえば、EUは、米国が1996年に制定したキューバ自由民主連帯法（通称Helms-Burton Act）とイランリビア制裁法の域外適用を防ぐために理事会規則を制定しており³⁷、そ

³⁶ ロウハニ大統領は、ザリーフ氏が第2期政権における外相として国会の承認を受けた際、任期中の外相の最大の任務は、核合意を守り、米国に抗することであると強調した（2017年8月20日付Fars News Agency）。

³⁷ Council Regulation 2771/96で、本文中に述べた2法に関する米国の司法判断のEU域内での執行禁止や、制裁違反とされた場合の損害回収を認める条項等を設けている。

の規則は現在も存続している。その後の米国による対イラン制裁強化の過程では、EUも足並みを揃え、同規則が実際に適用される場面はなかったが、今後も同様の姿勢が取り続けられるとは限らない³⁸。

JCPOA当事者であるEUやフランス、ドイツ、英国の姿勢は、合意の存続に大いに影響を与える。ロウハニ大統領2期目の就任式典には、モゲリーニEU外務・安全保障政策上級代表をはじめ各国の政府高官が参列した³⁹。モゲリーニ上級代表は、この機会にロウハニ大統領やザリーフ外相と会談し、EUは断固として合意を遵守すること、EUとイランの協力拡大は双方の利益に資するとの認識を、会談後の声明で明らかにした。イラン側も、欧州のこうした姿勢をJCPOA存続の意義を強調する材料として利用したい考えである。イラン国内では、本稿で紹介した以外にも数多くの「覚書締結」事例が報道されており、イランが諸外国との関係を深めつつあるという実績を国内外に向けてアピールしたい意向が滲んでいる。ただし、英仏独3カ国は、ロウハニ

大統領就任式典の直前、前月のイランによるミサイル発射実験に対し、JCPOAを裏書きした2015年7月の国連安保理決議に沿わない（inconsistent）行為であるとの認識を米国とともに表明していることにも留意する必要がある。

今後、さまざまな要素がいずれの方向に展開するにしても、外資による対イランビジネスの実績とイラン経済の動向が、JCPOA存続の確からしさを左右する重要なポイントとなるということは言えそうである。第2期ロウハニ政権は、最高指導者のハメネイ師から経済問題に取り組むことを最優先課題として指示されており、経済外交の推進を外務省の最優先政策に掲げている。JCPOAによる制裁解除が対外経済関係の発展やイラン国内経済活性化に結びつき、それがさらにJCPOAの存続を確かなものにするという、図の左半分の循環は、事業環境に関わるイラン国内の政策や制度面の対応、イラン企業の経営力や健全性が強化されることで、よりスムーズなものとなろう。

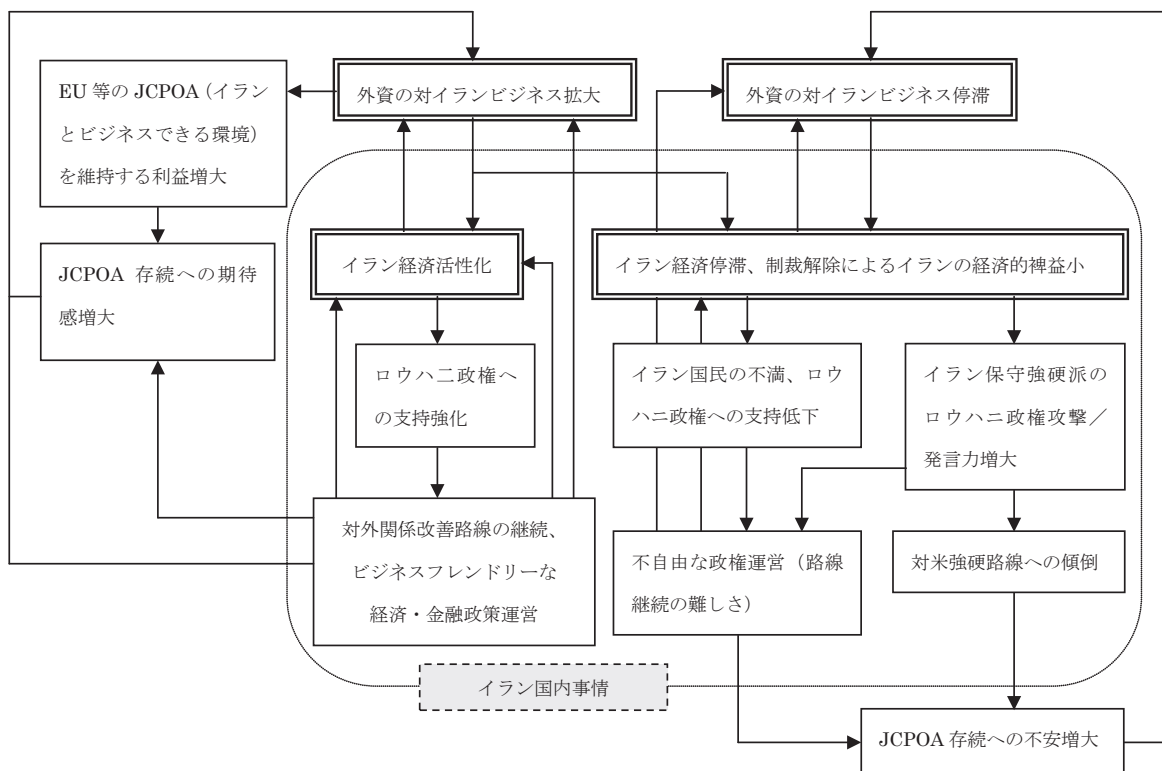


図 外資の対イランビジネス動向と今後の事業環境の関係

³⁸ 米国法の域外適用効果には以前から疑問が呈されていたが、ここにきて、またEUによるかつての措置の利用を復活させる可能性や、そうした措置の活用を説く論説が出てきている（Paulina Izewicz, IISS, “On Iran, US and Europe may go their separate ways”, 18 July 2017, Tyler Cullis, Reza Marashi, “It’s Up to Europe to Save the Iran Deal”, Foreign Policy, August 8, 2017等）。

³⁹ フランスは外務大臣、ドイツは外務省事務次官、英国は外務省中東北アフリカ担当（閣外）大臣を、それぞれ派遣した。